

福祉・介護職員等処遇改善加算の「見える化要件」について

令和 7 年 8 月 1 日

令和 7 度の福祉・介護職員等処遇改善加算等処遇改善計画書の提出にあたり、
「見える化要件」について 情報公開致します。

福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定要件の 1 つに職場環境要件の取り組み状況について、
外部から見える形で公表(見える化)することが求められており、当法人では本書面をホームページに掲載致します。

【加算取得状況】

福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱ

【賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容】

入 職 促 進 に 向けた取組	-法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの 明確化 -他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い 採用の仕組みの構築
資質の向上や キャリアアップに 向けた支援	-働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介 護技術を取得しようとする者に対するジョブコーチ研修、サービス管理責任者研修、中堅職員に 対するマネジメント研修の受講支援等 -上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多 様な働き方の 推進	-職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した 非正規職員から正規職員への転換や制度等の整備 -有給休暇が取得しやすい環境の整備
腰痛を含む心 身の健康管 理	-事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上 のための業務 改善の取組	-タブレット端末やインカム等の ICT 活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による 業務量の縮減 -高齢者の活躍（居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報など も含めた介護業務以外の業務の提供）等による役割分担の明確化 -5 S 活動(業務管理の手法の 1 つ。整理・整頓・清掃・生活・躰の頭文字をとったもの)等の 実践により職場環境の整備 -業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
やりがい・働き がいの醸成	-ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の職員の気づきを踏まえた勤務 環境やケア内容の改善 -支援の好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供